

岩手県告示第 666 号

建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の3第1項に規定する申請書、届出書、報告書、届出又は計画書について、磁気ディスク等であつて知事が定めるものによる手続ができる区域を次のように指定し、平成18年6月1日から施行し、建築基準法施行規則第11条の3第1項の規定に基づく同項に規定する申請書、届出書又は届出についてフレキシブルディスクによる手続ができる区域の指定（平成8年岩手県告示第1081号）は、平成18年5月31日限り、廃止する。

平成18年5月26日

岩手県知事 増 田 寛 也

指定区域 県内全域（盛岡市の区域を除く。）